○海上保安庁告示第二十七号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、次のように告示する。

令和八年八月二十五日

海上保安庁長官　宮澤　康一

名称　四日市港第三航路沖灯浮標
位置
所在地　三重県四日市港第三区（四日市港東防波堤北灯台の東方約四・九キロメートル）
北緯　三四―五八―一三
東経　一三六―四三―二三
変更した事項
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　令和八年二月十日

名称　四日市港第三航路第三号灯浮標
位置
所在地　三重県四日市港第三区（四日市港東防波堤北灯台の東方約六キロメートル）
北緯　三四―五九―一三
東経　一三六―四二―〇三
変更した事項
灯質　単せん緑光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度一〇〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　令和八年二月十日

名称　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｌ三灯）
位置
所在地　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｃ三灯）の北西方約五七メートル
北緯　三四―二五―三一
東経　一三五―一六―四七
変更した事項
位置
所在地　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｃ三灯）の北西方約五七メートル
北緯　三四―二五―三一
東経　一三五―一六―四七
高さ　平均水面上から灯火まで二九メートル
変更年月日　令和八年二月十日

名称　関空泉州沖連絡橋橋梁標（Ｌ三標）
位置
所在地　関空泉州沖連絡橋橋梁標（Ｃ三標）の北西方約六メートル
北緯　三四―二五―三一
東経　一三五―一六―四六
変更した事項
高さ　平均水面上から構造物の中心まで三〇メートル
変更年月日　令和八年二月十日

名称　四日市港第三航路第八号灯浮標
位置
所在地　三重県四日市港第三区（四日市港東防波堤北灯台の北北東方約三・四キロメートル）
北緯　三四―五九―三三
東経　一三六―四一―二〇
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度四〇カンデラ
変更年月日　令和八年二月十一日

名称　宿毛湾港池島第二防波堤東灯台
位置
所在地　高知県宿毛湾港（池島第二防波堤東端）
北緯　三二―五四―四九
東経　一三二―四〇―三六
変更した事項
光度　実効光度四二〇カンデラ
変更年月日　令和八年二月十一日

名称　柏島港口灯台
位置
所在地　高知県幡多郡大月町（柏島北東端）
北緯　三二―四六―二三
東経　一三二―三七―四四
変更した事項
光度　一一〇カンデラ
光達距離　五・五海里
変更年月日　令和八年二月十一日

名称　四日市港第三航路第四号灯浮標
位置
所在地　三重県四日市港第三区（四日市港東防波堤北灯台の北東方約四・三キロメートル）
北緯　三四―五九―三六
東経　一三六―四二―一一

変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度四〇カンデラ
変更年月日　令和八年二月十二日

名称　四日市港第三航路第六号灯浮標
位置
所在地　三重県四日市港第三区（四日市港東防波堤北灯台の北東方約三・七キロメートル）
北緯　三四―五九―三四
東経　一三六―四一―四二
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度四〇カンデラ
変更年月日　令和八年二月十二日

名称　鵜来島灯台
位置
所在地　高知県宿毛市（鵜来島）
北緯　三二―四八―一四
東経　一三二―二九―五二
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで九・八メートル
平均水面上から灯火まで一〇八メートル
変更年月日　令和八年二月十二日

名称　博多港東航路第三号灯標
位置
所在地　福岡県博多港第三区（博多港西防波堤北灯台の北北西方約三・〇キロメートル）
北緯　三三―三八―二二
東経　一三〇―二二―一二
変更した事項
灯質　単せん緑光　毎三秒に一せん光
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで七・七メートル
平均水面上から灯火まで七・五メートル
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　令和八年二月十二日

名称　博多港東航路第四号灯標
位置
所在地　福岡県博多港第三区（博多港西防波堤北灯台の北北西方約二・六キロメートル）
北緯　三三―三八―二二
東経　一三〇―二二―一九
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度一〇〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで七・七メートル
平均水面上から灯火まで七・五メートル
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　令和八年二月十二日

名称　竹野港東防波堤灯台
位置
所在地　兵庫県豊岡市（竹野港東防波堤外端）
北緯　三五―三九―五九
東経　一三四―四五―四八
変更した事項
灯質　単せん緑光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・一メートル
平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　令和八年二月十二日

名称　伊勢湾第六号灯浮標
位置
所在地　伊勢湾灯標（愛知県名古屋港第五区）の南西方約三・六キロメートル
北緯　三四―五五―〇六
東経　一三六―四六―四〇
変更した事項
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　令和八年二月十三日

名称　土佐沖ノ島港母島第二防波堤灯台
位置
所在地　高知県宿毛市（沖の島港母島第三防波堤外端）
北緯　三二―四四―二〇
東経　一三二―三二―四三